

別府大学短期大学部学科履修規程

昭和50年4月1日 制定

第1条 別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第32条に基づきこの規程を定める。

（履修科目及び単位数）

第2条 卒業資格を得るためには、次の科目の単位を修得しなければならない。

学科 科目	食物栄養科	初等教育科	保育科
教養科目	8	8	8
専門科目	54	54	60
合計	62	62	68

第3条 教養科目及び専門科目は、各科別に必修科目を含めて必要な単位数を修得しなければならない。その科目及び単位数は別表をもって定める。

（履修の手続き）

第4条 科目を履修するためには、その科目の授業（講義・演習・実験・実習・実技を含む。以下同じ。）を受講しなければならない。

第5条 科目を履修しようとする者は、学期始めに所定の受講の手続きにより、受講票を担当教員に、履修登録票を教務課に提出しなければならない。

- 2 正当な理由がなくて、所定の期間内に受講票及び履修登録票を提出しない者は、受講することができない。
- 3 受講手続き後の履修科目の変更・追加・取消しは、原則として認めない。
- 4 学則第23条の2に定める履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。
 - 一 前期又は後期において履修登録できる教養科目及び専門科目の単位数は、25単位までとする。ただし、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。
 - 二 前号の単位数には次に掲げる単位は含まない。
 - ア 教養科目及び専門科目以外の教育職員免許状の取得等の資格取得に係る授業科目の単位
 - イ 集中講義の授業科目の単位
 - ウ 単位互換科目の単位
 - エ 学則第26条第2項・第28条・第29条・第30条及び第31条に定める認定科目の単位
 - 三 前第一号は、学則第15条及び第15条第2項の定めにより入学した者、第22条の定めにより転科した者には適用しない。

（試験）

第6条 科目の単位を取得するためには、その科目の授業を受講して、その試験に合格しなければならない。

- 2 試験に合格しなかった場合は、その科目の単位を取得するためには、再受講しなければならない。ただし、再試験の受験が許可されて単位を取得する場合は、この限りではない。

第7条 試験は学期末毎に行う外、臨時に行うことができる。その決定は、その科目担当の教員が行う。

- 2 試験は研究報告・調査報告などを以て代えることができる。
- 3 実技・実験・実習については、前項の規定にかかわらず、その科目独自の方法を以て行うことができる。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 一 試験を受けようとする科目を、その学期に履修しなかった者。
- 二 試験を受けようとする科目の授業において、出席時数が総授業時数の3分の2に満たない

- 者。ただし、食物栄養科に限り、5分の4に満たない者。
- 三 授業料その他の納付金未納の者。
 - 四 受験中に学生証を所持しない者。
 - 五 試験開始後、25分以上遅刻した者。

(成績の評価)

第9条 成績評価は第7条に定める試験によって行い、これには授業中における小テスト、授業への取り組み姿勢、レポートや課題の提出などの結果を加味することができる。

第10条 学則第27条に定める学習の評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

2 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語	左に対応する学修達成度の判定基準	
90～100点 AA	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。	
80～89点 A	授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。	
70～79点 B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。	
60～69点 C	授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。	
59点以下 F	試験において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。	

4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（Grade Point Average）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

(不正行為)

第11条 試験中に不正行為をした者については、その試験科目の受験資格を取消す。この決定は、教授会の審査を経て行う。

(追試験)

第12条 正当な理由によって試験を受けることができなかった者については、本人の願い出により、審査の上、1回に限り追試験を行うことができる。

2 追試験願は、試験終了後所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

3 追試験願には、受験できなかった理由を明記し、それを証明する診断書その他の証明書を添付しなければならない。

(再試験)

第13条 試験の結果、不合格となった科目については、再試験願を提出することができる。ただし、再試験を受験できる科目は、学期ごとに5科目までとする。

2 再試験の成績評価は、60点を限度とする。

- 3 受験の願い出は、当該学期の試験終了後の所定の期日までに受験料を添えて教務課に行うものとする。いったん納めた受験料は、これを返還しない。
- 4 いったん納入した再試験料は返還しない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
2. この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
3. この規程は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第2条は昭和60年度入学生から適用する。
4. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第2条は昭和61年度入学生から適用する。
5. この規程は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条は平成2年度入学生から適用する。
6. この規程は、平成3年4月1日から施行する。
7. この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項は、平成4年度入学生から適用する。
8. この規程は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項は、平成5年度入学生から適用する。
9. この規程は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項は、平成6年度入学生から適用する。
10. この規程は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項は、平成7年度入学生から適用する。
11. この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項は、平成12年度入学生から適用する。
12. この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項は、平成13年度入学生から適用する。
13. この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項は、平成15年4月1日に在籍している学生から適用する。
14. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
15. この規程は、平成19年4月1日から施行し、第10条の規定は平成19年度入学者から適用する。
ただし、平成19年3月31日に在籍する者の評語は、「優・良・可・不可」をそれぞれ「A・B・C・F」の評語に置き換えるものとする。
16. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
17. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
18. この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日に在籍する学生から適用する。
19. この規程は、平成29年4月1日から施行する。